

【消費生活相談の窓口から】

生前整理 デジタル遺品リストを作しましょう

～家族と事前に共有しておけば手続きがスムーズです～

「デジタル遺品」とは、デジタル環境を通してしか実態をつかめない遺品のことで、持ち主が亡くなり遺品となったパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器に保存されたデータやインターネット上の登録情報などを指します。デジタル遺品について、遺族から、IDやパスワードが分からず定期購入や月額制のサービスをスムーズに解約できない、ロックが解除できず端末内の電子マネーやネット取引の状況が把握できないなどの相談が寄せられています。

〈事例１〉先日父が亡くなった。父が契約していた通販サイトの有料会員を解約したいが、IDやパスワードが分からない

ため、会員ページにログインできず、手続きが何もできない。（契約当事者：80歳代 男性、相談者：50歳代女性）

〈事例２〉亡くなった夫が利用していた決済アプリの残高が10万円あることが分かった。しかし、夫のスマートフォンの

ロックが解除できないため、詳細が確認できない。（契約当事者：70歳代 男性、相談者：60歳代 女性）

【アドバイス】

◆終活の一環として、端末のロック解除方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産などについてノートに記し、家族などに伝える手段を講じておきましょう。

◆遺族の方は、まず契約先に手続きについて確認しましょう。困ったときには、消費生活相談窓口か消費者ホットライン^{いやや}188に相談しましょう。

出典：国民生活センターホームページ「[生前整理 デジタル遺品リストを作しましょう](#)
[\(PDF\)](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593